

記者発表資料

災害時の応急対策に協力して頂ける企業を募集します。 －災害時における災害応急対策業務に関する協定公募－

相武国道事務所では、管理する国道16号・国道20号を主に、災害が発生し、または発生の恐れがある場合に迅速な状況把握、ならびに的確な災害対応を図るため、「災害応急対策業務に関する協定」を協力企業と締結し、地震・台風・大雪等の災害に備えております。

この度、現在締結している協定の更なる体制強化を図るため、新たに協力頂ける企業を以下のとおり募集いたします。

なお、本協定の締結者は、[関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度\(災害協定等の有無\)」の項目に加算評価](#)されます。

- 協定の種類 : 【追加公募】①「災害応急対策業務に関する協定」(道路関連)※
: 【新規公募】②「災害応急対策業務に関する協定」(街路樹関連)※
- 公募期間 : 令和2年7月17日(金)から令和2年8月7日(金)まで
- 協定締結の通知 : 令和2年8月下旬頃予定

※①協定は、災害の発生または発生の恐れがある場合において、緊急点検、道路啓開、応急復旧等を実施し、被害の拡大防止と早期復旧を行う協定です。

※②協定は、台風等災害時に樹木の倒木または、倒木の恐れがある場合において、倒木処理・対策等を実施し、緊急車両等の通行確保を行う協定です。

協定の詳細及び申請資料等は、下記の相武国道事務所HPをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 東京都庁記者クラブ
神奈川県政記者クラブ 八王子記者クラブ 立川市政記者クラブ
青梅・西多摩記者クラブ 相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所
TEL: 042-643-2001(代表)

もりさわ まさあき まるやま なるひこ
副所長 森澤 雅昭 (内205) 管理第二課長 丸山 徳彦 (内441)

①「災害応急対策業務に関する協定」(道路関連)

【業務内容】

- ①緊急点検(パトロール)・・・損傷箇所等被害の把握と報告 等
- ②緊急措置・・・道路利用者の安全確保のためバリケード等の設置 等
- ③道路啓開・・・緊急車両の通行確保を図るため障害物除去や路上放置車両の移動 等
- ④応急復旧・・・緊急輸送道路の機能を確保するための状況に応じた復旧 等
- ⑤災害対策基本法第76条の6(災害時における車両の移動等)に関する業務
- ⑥除雪作業・・・車道及び歩道の除雪
- ⑦凍結防止剤散布作業・・・車道及び歩道の凍結防止
- ⑧防災訓練・・・災害を想定した出動訓練 等

【公募協定区間】

相武国道が管理する以下の公募①～⑥工区

工区	区間		距離
公募①工区	16号 羽村市-瑞穂町境	(52.720kp)～ 箱根ヶ崎西交差点 (55.500kp)	2.780 km
公募②工区	16号 箱根ヶ崎西交差点	(55.500kp)～ 二本木交差点 (58.530kp)	3.030 km
公募③工区	20号 あずさ霊園付近	(56.500kp)～ 千木良(神明台バス停付近) (60.800kp)	4.300 km
公募④工区	20号 千木良(神明台バス停付近)	(60.800kp)～ 相模湖東出口インター交差点 (63.800kp)	3.000 km
公募⑤工区	20号 相模湖東出口インター交差点	(63.800kp)～ 相模湖インター入口交差点 (67.600kp)	3.800 km
公募⑥工区	20号 相模湖インター入口交差点	(67.600kp)～ 山梨県境 (72.290kp)	4.690 km

※応募及び希望状況により上記の延長又は、工区外を調整させて頂くことがあります。

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局の平成31・32年度入札参加資格業者のうち「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」のいずれかに認定されている者であること。
- ・東京都内又は神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成16年4月1日以降に、東京都内または神奈川県内で元請として、「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」のいずれかの施工実績(2,500万円以上)を有すること。(官民間わず)

【協定期間】

令和2年9月1日から令和4年8月31日まで(2ヶ年)

②「災害応急対策業務に関する協定」(街路樹関連)

【業務内容】

- ①緊急措置・・・道路利用者の安全確保のためバリケード等の設置 等
- ②倒木処理・・・緊急車両の通行確保を図るため倒木除去や移動 等
- ③防災訓練・・・災害を想定した出動訓練 等

【協定区間】

- ・相武国道事務所が管理する国道16号・国道20号内のうち指示するもの

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局の平成31・32年度入札参加資格業者のうち「造園工事」に認定されている者であること。
- ・東京都内又は神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成16年4月1日以降に、東京都内または神奈川県内で元請として、「造園工事」、「緑地管理工事」、のいずれかの施工実績を有すること。(官民間わず)

【協定期間】

令和2年9月1日から令和4年8月31日まで(2ヶ年)